

消費者被害注意報 No. 68

不良灯油による石油暖房機器の故障にご注意！

事例 石油ストーブに、昨シーズンから持ち越した灯油を入れて使用した。しばらく使用しているうちに消火の操作つまみの動きが悪くなり、つまみが全く動かなくなってしまった。

しかたなく緊急消火ボタンを押して使用を続けているが、ひどい匂いもする。使用している石油ストーブは不良品ではないか。

《相談員のアドバイス》

- 異常を感じたら直ちに使用を中止して、販売店かメーカーに連絡するように助言しました。
- 取扱説明書に目を通し、正しく使っていたかを確認するように助言しました。



【処理結果】

メーカーの担当者がストーブを点検したところ、芯にタールが付着し、芯が動きづらい状態になっており、「不良灯油を使用すると、機器の故障の原因になる」と説明がありました。

付着したタールを取り除いてもらい、内部の灯油をすべて抜いて、新しい灯油に入れ替えたところ、問題なく使用できるようになりました。

見守りのポイント

- 長期保管などで性質が変化してしまった灯油（変質灯油）や、水や異種の油（軽油やガソリン等）が混入した灯油（不純灯油）を不良灯油と言います。
- 不良灯油を石油暖房機器に使用すると、異常燃焼や機器の故障につながるため、絶対に使用しないでください。不良灯油を原因とする故障は、保証期間内であっても有償修理になる場合があります。
- 灯油は紫外線を通しにくい灯油専用容器に入れ、屋内の冷暗所で保管しましょう。また、昨シーズンから持ち越した灯油の使用は避け、シーズン後は石油暖房機器の内部の灯油を抜いて保管しましょう。
- 灯油は危険物です。廃棄する場合は購入した石油販売店などに相談してください。

商品の欠陥や不具合による火災等の事故に気をつけましょう。
リコール情報は消費者庁のホームページでも確認できます。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111